

長岡市地域公共交通協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長岡市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第12条の規定に基づき、長岡市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(出納の閉鎖時期)

第2条 協議会の会計年度ごとの出納は、翌年の5月31日をもって閉鎖するものとする。

(予算区分)

第3条 歳入歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

2 会計年度の途中において特別な理由があるときは、別表に定める以外の款、項及び目を定めることができる。

(予算執行)

第4条 会長は、歳入歳出予算の執行について、事務局長に専決させるものとする。

2 予算執行の手続は、適正に処理しなければならない。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、事務局長の専決により行うことができるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の会議に報告しなければならない。

(出納員、出納及び現金等の保管)

第6条 会長は、事務局員のうちから出納員を命ずることができる。

2 会長の命を受けた出納員は、出納その他会計事務の手続について適正に処理しなければならない。

3 協議会に属する現金等は、会長が指定する金融機関に預け入れなければならない。

(簿冊等の管理)

第7条 この規程の定めるところにより財務に関する事務を行う者は、予算整理簿その他必要な簿冊、書類等を備え、出納の管理を行うものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成21年11月20日から施行する。

2 この規程は、平成21年度の歳出歳入予算に係るものから適用するものとする。

別表（第3条関係）

(1) 歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

(2) 歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

長岡市地域公共交通協議会の現金を預け入れる金融機関（第6条第3項関係）

金融機関	取扱店舗	備考
株式会社北越銀行	本店営業部	長岡市指定金融機関